

中野区構造改革推進アドバイザー設置要領

(設置)

第1条 区の構造改革（持続可能な区政運営を実現するため、構造的に行財政を改革することをいう。以下同じ。）の推進にあたり、専門的な立場から必要な意見又は助言等を得ることを目的として、中野区構造改革推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。

- 1 構造改革に関する助言
- 2 事業の評価・検証に関する助言
- 3 中野区構造改革推進アドバイザー会議（以下、「アドバイザー会議」という。）の出席

(選任)

第3条 アドバイザーは、5名以内とし、構造改革及び事業の評価・検証等について、専門的知識及び経験を有する者のうちから区長が選任する。

(任期)

第4条 任期は、就任の日から就任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(アドバイザー会議)

第5条 アドバイザーの意見交換を行うため、区長はアドバイザー会議を開催することができる。

- 2 会議の運営に関しては、別に定める。

(謝金)

第6条 アドバイザーは、別に定めるところにより、予算の範囲内において謝金を支給する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項

は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、2021年7月1日から施行する。